

# 新型インフルエンザ対策 チェックシート

## ～使用方法～

- ①各チェック項目をチェックしていきましょう。
- ②園での新型インフルエンザ対策に穴がないかどうかの確認にご使用ください。
- ③対応漏れがあった場合の対応方法の参考資料も掲載していますので、ご参考になさってください。

## ～対応方法～

- ・対応基準の確認（調べて、共有）
- ・帳票作成（必要帳票の確認）
- ・園内研修（保育士の知識補充）
- ・備品購入

－ 基準の確認 －

- 集団サーベイランスの基準を知っている。 →  はい  いいえ

※厚労省基準は、7日間で2人以上のインフルエンザ感染者が園内で出た場合、行政窓口届けなければならない。

※厚労省基準と行政区の基準が違っている場合がありますので、各行政窓口にお問い合わせください。

\_\_\_\_日以内に \_\_\_\_人以上の感染者が出た場合、  
\_\_\_\_\_に連絡する。

連絡先電話番号： \_\_\_\_\_

- 集団発生調査（クラスターサーベイランス）の基準を園内で全職員が共有している。 →  はい  いいえ

集団発生調査（クラスターサーベイランス）  
基準や連絡先を明記した張り紙を電話のそば  
に張って、誰でも連絡ができるようにしておく。

- 新型インフルエンザの集団感染が園内で確認された場合、休園などの基準を知っている。 →  はい  いいえ

※新型インフルエンザ感染者が園内で生じた場合の休園基準も各行政区によってバラバラです。  
基準がなく、施設長の判断に任されている場合もあります。

休園基準は・・・  ある  ない

－ 園内の対策 －

手洗い、うがいの励行を促すポスターを掲示している。



はい                       いいえ

手書きでもかまわないので、園の玄関等に掲示して、感染予防の注意喚起ができます。

手洗い、うがいの指導を園内で園児にしている。



はい                       いいえ

手洗い、うがいの指導をするよう保育士に習慣づけましょう。

園内で園児の体温計測管理をしている。

※体温計測管理は、記録する必要があります。  
→参考帳票1



はい                       いいえ

園児の体温計測は園でできるだけやるほうがいいでしょう。

園内に新型インフルエンザ対応用品を備蓄している。



はい                       いいえ

マスク、手袋、消毒液（手・指用、施設用）、体温計、ペーパータオル等を用意しておくといいでしょう。

園から保護者向けに出す文書は作成している。

※文書例は、事前に用意しておいた方がよい  
と思います。

→参考帳票2



はい                       いいえ

ー 園内の準備 ー

- 厚生労働省のガイドライン（H21.8）  
「保育所における感染症対策ガイドライン」  
には目を通した。



- はい                       いいえ  
一度は、ざっと読んでおいたほうがいいでしょう。

◆ガイドラインのポイント◆

- ・ 感染源対策：感染者の早期発見  
→体温計測により対応可能
- ・ 感染経路対策：手洗いなどの実践  
→備品確保により対応可能
- ・ 感受性対策：ワクチンの予防接種  
→政府の方針に従う  
ワクチン接種は任意  
コストは自己負担  
(6,000～8,000円)

- 保育士に子どもの症状をみるポイントを  
園内研修した。



- はい                       いいえ

※厚労省「ガイドライン」別添2を参考資料と  
して、研修しておくといいでしょう。

- 新型インフルエンザから回復した園児の  
登園届の帳票がある。



- はい                       いいえ

※厚労省「ガイドライン」別添3を参考資料と  
して、作成しておくといいでしょう。

- 保育士が新型インフルエンザ重症例を  
知っている。



- はい                       いいえ

※園内研修で予備知識を持っておきましょう。

- ①乳幼児は重症化しやすい。
- ②妊婦は重症化しやすい。

# 新型インフルエンザ対応 フロー

<新型インフルエンザ対応フロー>

◆新型インフルエンザ発生以前の対策

1. 発生時に対応する危機管理体制の構築
  - ① 危機管理委員会の招集、設置に関する協議
    - I 危機管理委員会召集のタイミング
    - II 危機管理委員会の構成メンバー
  - ② 発生時の行動計画
  - ③ リハーサルの実施
    - I 行動計画に基づく手順の確認

◆新型インフルエンザ発生後の対策

1. 第一段階：国外発生期

- ① 危機管理委員会の招集
  - I 情報収集
    - i 発生地域、感染状況、毒性、感染力
    - ii 現時点でのWHO、国あるいは自治体等の動き
  - II 職員への情報提供
  - III インフラ系の備蓄状況確認
    - i 対策キット内容物の確認

危機管理委員会の構成

例)  
理事長、園長、主任、保育士代表、看護師、園医 など

対策キットの内容物

例)  
マスク、液体石鹸、ペーパータオル、手指消毒液、  
体温計（2秒体温計を各クラス分）、加湿器  
マスク：1日1人2枚で計算  
たとえば、半年間分用意する場合  
2枚（1日）×25日（1ヶ月）×6ヶ月＝300枚/人  
となるので、各園で考慮して準備。

2. 第二段階：国内発生期

- ① 他の都道府県での発生時
  - I 危機管理委員会の招集
    - i 情報収集
    - ii 近隣での発生後の行動について確認
  - II 臨時職員会議で危機管理委員会での協議内容を説明
  - III 保育園内での対策開始
    - i 対策キットの使用
    - ii 手洗い・うがい等の励行
    - iii 加湿の徹底
    - iv 施設内消毒

対策内容

- ① うがい、手洗いのポスター掲示
- ② 園内での園児の検温開始 → 参考帳票1  
※厚労省事務連絡（5.22）参照
3. 入所児童及び職員等の健康状態等の把握と対応について
4. 衛生管理の徹底と衛生指導について

3. 第三段階：感染拡大期、まん延期（大規模流行期）、回復期

① 都道府県、市町村からの休園要請後の対応

I 業務管理

i 保育園内での対策

- \* 園児、職員の健康チェック
- \* 対策キットの使用
- \* 手洗い・うがい等の励行
- \* 加湿の徹底
- \* 施設内消毒

ii 保護者への連絡

- \* 開所中に休園要請があった場合

文書による伝達  
休園についての経過説明  
休園期間  
休園中の連絡体制について  
休園中の過ごし方について

伝達文書作成

伝達文書は休園要請が出る前に作成しておく。  
参考帳票2参照

- \* 閉所中に休園要請があった場合

職員による保護者に対する連絡  
休園についての経過説明  
休園期間  
休園中の連絡体制について  
休園中の過ごし方について

II 人事管理

i 情報収集

ii 職員への情報提供

- \* 休園後の職員の行動を指示
- \* 発生地域から通勤する職員に対する指示（欠勤扱い）

園内の体制準備

- ① 休園中の体制を決めておく。  
感染拡大のための休園要請なので、登園する職員も必要最小限にとどめる必要があります。そのために事前に登園する職員と自宅待機の職員を分けておく必要があります。
- ② 休園中の給料の扱い
- ③ 休園中の健康管理と行動管理

※集団サーベイの基準を把握しておく！

自園でインフルエンザ感染者が7日間で2名以上出た場合には、施設長が保健所へ連絡しなければなりません。それから、新型かどうかの検査がなされ、行政より休園か、否かの連絡が来るので、それに沿った対応が必要となります。保護者が病院に連れて行った場合の結果把握をどのように行うかがポイントになります。

集団サーベイになっていることを園全体で共有（情報収集に努める）

3. 第三段階：感染拡大期、まん延期（大規模流行期）、回復期

② 保育園内での感染が確認された時

I 業務管理

- i 市町村窓口への速やかな連絡
- ii 園児、職員の健康チェック
- iii 保護者への連絡
  - \* 休園についての経過説明
  - \* 休園期間
  - \* 休園中の連絡体制について
  - \* 休園中の過ごし方について

連絡事項

- ① 感染者の状況
- ② 感染者以外の園児と職員の状況
- ③ 普段とおりの保育か、縮小か、休園かの決定
- ④ ③で決定した体制に基づく運営
  - a. 普段とおりの保育
    - 園児と職員の体調観察
    - うがい、手洗いの徹底強化
  - b. 縮小保育
    - 自宅保育の協力要請
    - 毎日の園内の状況を保護者に正確に報告
  - c. 休園
    - 休園であることを保護者に通達
    - 職員は休園体制での勤務

II 人事管理

- i 情報収集
- ii 職員への情報提供
  - \* 休園後の職員の行動を指示
- iii 保護者への連絡
  - \* 対策キットの使用
  - \* 即時手洗い・うがい等の励行
  - \* 施設内消毒

休園後の再開準備

厚生労働省事務連絡文書（5.22）  
「新型インフルエンザ対応における臨時休業解除等に当たっての留意点について」  
1. 臨時休業の解除等に関する留意事項  
2. 保育再開にあたっての留意事項  
上記2項目を参照のこと

※保育園の重症化注意事例

- ① 新型インフルエンザに罹患しても、急性脳炎になる。  
あくまでも治療は、保護者なので、慎重に経過観察をすることに注意を向ける。
- ② 妊婦が新型インフルエンザに罹患した場合、重症化しやすい可能性がある。

職員の知識として周知しておく。



## 新型インフルエンザ予防対策について

先日より、新聞、ニュース等で報道されている「新型インフルエンザ」について、当法人では、以下のような予防対策を講じますので、保護者のみなさま方のご協力をお願いいたします。

お迎え等で園舎に入室される方は、玄関に消毒液を準備いたしますので、必ず消毒液を手に噴霧したあとに、園舎内へお入りください。

園児に対しては、手洗いの励行、消毒液での除菌等の措置を講じます。

休日などに人ごみや行楽地にお出かけの方は、新型インフルエンザ予防対策として、マスクの使用、手洗いの徹底、うがい等、ご配慮ください。

日本国内では、今のところ新型インフルエンザに感染された方は確認されておりませんが、現在の状況下で新型インフルエンザ予防対策を講じることが最優先される事と思っておりますので、ご協力ください。

熱かな・・・？と思ったら

ご自宅で、園児やご家族が発熱したときには、必ず「発熱相談センター」へ電話した上で、医療機関を受診してください。

もよりの**発熱相談センター**は・・・

**市発熱相談センター**

社会福祉法人 会  
保育園園長

参考帳票 2 - 2  
平成 年 月 日

保育園保護者各位

社会福祉法人 会  
保育園  
園長

### 新型インフルエンザによる休園のお知らせ

月 日、市保育課より 保育園に対し、休園の要請がまいりましたので、お知らせいたします。

日、 保育園にて、新型インフルエンザに感染した園児が 人発見されたため、保育園に対し、休園が要請されました。  
休園期間は以下のとおりでございます。

休園期間： 月 日～ 月 日（ 日間）

なお休園期間中も保育園内には、職員が待機していますので、何かございましたら、下記連絡先にご連絡ください。

休園期間中連絡先：

#### < 休園期間中の過ごし方 >

- ・ なるべく人ごみを避け、人ごみに入るときは、マスクを着用してください。
- ・ 外から帰ったら、手洗い、うがいを必ず行ってください。
- ・ 人ごみの中での咳エチケットを心がけるようにしてください。

休園期間中は何かとご迷惑をおかけいたしますが、みなさまのご理解、ご協力をお願い申し上げます。